

事 務 連 絡  
令和3年(2021年)7月14日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更等について

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月8日付けで「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、令和3年7月12日以降の緊急事態措置等を実施すべき区域及び期間について、下記のとおり変更されました。

つきましては、引き続き、廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン等に沿った対策を適切に講じつつ、廃棄物の適正な処理及び処理業務を安定的に継続するよう、改めて貴会員への周知をお願いいたします。

記

措置区分	区域及び期間	
緊急事態措置 ※下線部変更	区域	東京都、沖縄県
	期間	令和3年8月22日まで
まん延防止等重点措置 ※下線部変更	区域	埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
	期間	令和3年8月22日まで

(参考)

○内閣官房サイト

(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について)

・【緊急事態宣言】 [https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\\_houkoku\\_20210708.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210708.pdf)

・【まん延防止措置重点措置公示】 [https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji\\_20210708.pdf](https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210708.pdf)

(新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針)

[https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon\\_h\\_20210708.pdf](https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210708.pdf)

○環境省サイト

(廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン)

<http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

(廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成30年3月))

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

○廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の実施等について(山口県 HP)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15700/11haikibutsu/kansensho.html>

産業廃棄物指導班 中田

TEL : 083-933-2988

FAX : 083-933-2999

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp